

公認会計士法等の一部を改正する法律案新旧対象条文
 ○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 公認会計士試験等（第五条―第十六条の二）</p> <p>第三章 公認会計士の登録（第十七条―第二十三条）</p> <p>第四章 公認会計士の義務（第二十四条―第二十八条の四）</p> <p>第五章 公認会計士の責任（第二十九条―第三十四条の二）</p> <p>第五章の二 監査法人</p> <p>第一節 通則（第三十四条の二の二―第三十四条の十）</p> <p>第二節 社員（第三十四条の十の二―第三十四条の十の十七）</p> <p>第三節 業務（第三十四条の十一―第三十四条の十四の三）</p> <p>第四節 会計帳簿等（第三十四条の十五―第三十四条の十六の三）</p> <p>第五節 法定脱退（第三十四条の十七）</p> <p>第六節 解散及び合併（第三十四条の十八―第三十四条の二十の二）</p> <p>第七節 処分等（第三十四条の二十一・第三十四条の二十一の二）</p> <p>第八節 雑則（第三十四条の二十二・第三十四条の二十三）</p> <p>第五章の三 有限責任監査法人の登録に関する特則（第三十四条の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 公認会計士試験等</p> <p>第三章 登録</p> <p>第四章 公認会計士の義務</p> <p>第五章 公認会計士の責任</p> <p>第五章の二 監査法人</p> <p>第六章 公認会計士・監査審査会</p> <p>第六章の二 日本公認会計士協会</p> <p>第七章 雑則</p> <p>第八章 罰則</p> <p>附則</p>

二十四―第三十四条の三十四)

第五章の四 外国監査法人等(第三十四条の三十五―第三十四条の三十九)

第五章の五 審判手続等(第三十四条の四十―第三十四条の六十六)

第六章 公認会計士・監査審査会(第三十五条―第四十二条)

第六章の二 日本公認会計士協会(第四十三条―第四十六条の十四)

第七章 雑則(第四十七条―第四十九条の六)

第八章 罰則(第五十条―第五十五条の四)

附則

(公認会計士の職責)

第一条の二 公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(定義)

第一条の三 この法律において「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)を内閣府令で定めるものをいう

(公認会計士の職責)

第一条の二 公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(定義)

第一条の三 この法律で「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)を構成する場合における当

。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

2 この法律において「公表する」とは、公告をすることその他株主、債権者その他多数の者の知り得る状態に置くことをいう。

3 この法律において「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行うことを目的として、この法律に基づき設立された法人をいう。

4 この法律において「有限責任監査法人」とは、その社員の全部を有限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。

5 この法律において「無限責任監査法人」とは、その社員の全部を無限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。

6 この法律において「特定社員」とは、監査法人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会計士（第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）以外の者をいう。

7 この法律において「外国監査法人等」とは、第三十四条の三十五第一項の規定による届出をした者をいう。

（公認会計士の業務）

第二条（略）

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を

該電磁的記録を含む。）をいう。

2 この法律で「公表する」とは、公告をすることその他株主、債権者その他多数の者の知り得る状態に置くことをいう。

3 この法律で「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行うことを目的として、この法律の定めるところにより、公認会計士が共同して設立した法人をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（公認会計士の業務）

第二条（略）

2 公認会計士は、前項に規定する業務の外、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。但し、他の法律においてその業務を行う

行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 (略)

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一～六 (略)

七 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

八 第三十四条の十の十七第二項の規定により特定社員の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

九 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

十 (略)

(外国で資格を有する者の特例)

第十六条の二 (略)

2～5 (略)

6 第十八条の二から第二十条まで、第二十二条、第二十四条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について

ことが制限されている事項については、この限りでない。

3 (略)

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一～六 (略)

七 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、未だ当該期間を経過しない者

(新設)

(新設)

八 (略)

(外国で資格を有する者の特例)

第十六条の二 (略)

2～5 (略)

6 第十八条の二から第二十条まで、第二十二条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士に準用する。

て準用する。

第三章 公認会計士の登録

(登録の義務)

第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けなければならない。

(登録の手続)

第十九条 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることのできない者又は登録を受けることのできない者であると認めるときは、資格審査会（第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項、第三十四条の十一の十一）の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。

第三章 登録

(登録の義務)

第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録の手続)

第十九条 第十七条の登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく第十七条の登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることのできない者又は登録を受けることのできない者であると認めるときは、第四十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。

(変更登録)

第二十条 公認会計士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

(登録の細目)

第二十二条 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、公認会計士名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十四条の三 公認会計士は、大会社等の七会計期間（事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間（当該連続する会計期間に準ずるものとして内閣府令で定める会計期間にあつては、当該会計期間。以下この項、第三十四条の十一の三及び第三十四条の十一の四第一項において「連続会計期間」という。）のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、当該連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該連続会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関

(変更登録)

第二十条 公認会計士は、第十七条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

(登録の細目)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、公認会計士名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十四条の三 公認会計士は、大会社等の七会計期間（事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務（第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一の三において同じ。）を行つた場合には、当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社

連業務を行うことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

2 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係るその者の財務書類について公認会計士が監査関連業務を行った場合には、その者を大会社等とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「公認会計士は」とあるのは、「次項の監査関連業務を行った公認会計士は」とする。

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の監査関連業務とは、第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。

（秘密を守る義務）

第二十七条 公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなった後であつても、同様とする。

等の財務書類について監査関連業務を行うことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

（秘密を守る義務）

第二十七条 公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなった後であつても同様とする。

(公認会計士の就職の制限)

第二十八条の二 公認会計士が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行った場合には、当該公認会計士（公認会計士であつた者を含む。）は、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者又はその連結会社等（当該会社その他の者と連結して財務書類を作成するものとされる者として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一第一項第三号において同じ。）の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。ただし、当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずるものに就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときその他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

(業務の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十八条の四 公認会計士は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいい、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行ったものに限る。）ごとに、業務の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該公認会計士の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 | 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 | 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情

(公認会計士の就職の制限)

第二十八条の二 公認会計士が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行った場合には、当該公認会計士（公認会計士であつた者を含む。）は、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。ただし、当該会社その他の者の役員又はこれに準ずるものに就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときその他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

(新設)

報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（虚偽又は不当の証明についての懲戒）

第三十条 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 （略）

（一般の懲戒）

第三十一条 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第三十四条の二の規定による指示に従わない場合

（虚偽又は不当の証明についての懲戒）

第三十条 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、二年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、戒告又は二年以内の業務の停止の処分をすることができる。

3 （略）

（一般の懲戒）

第三十一条 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は第三十四条の二の規定による指示に従わないと

には、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

- 2| 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行つた場合には、内閣総理大臣は、第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(課徴金納付命令)

第三十一条の二 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、第三十条第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 当該証明について第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額 (次号において「監査報酬相当額」という。) の一・五倍に相当する額

- 二 当該証明について第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

- 2| 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

きは、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(新設)

(新設)

- 一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合（同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）
- 二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合（同項の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）
- 三 当該公認会計士に対して第二十九条第二号に掲げる処分をする場合（第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。）
- 四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合
- 三 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。
- 四 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 五 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

（処分の手続）

（懲戒の手続）

第三十二条 何人も、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

4 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行った後、相当な証拠により第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると認めるときにおいて、公認会計士・監査審査会の意見を聴いて行う。ただし、懲戒の処分が第四十一条の二の規定による勧告に基づくものである場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しないものとする。

(調査のための権限)

第三十三条 内閣総理大臣は、前条第二項（第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により事件につい

第三十二条 何人も、公認会計士に前二条に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、公認会計士に前二条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

4 内閣総理大臣は、前二条の規定により戒告又は二年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 前二条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行った後、相当な証拠により前二条に該当する事実があると認められた場合において、公認会計士・監査審査会の意見を聴いて行う。ただし、懲戒の処分が第四十一条の二の規定による勧告に基づくものである場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しないものとする。

(調査のための権限)

第三十三条 内閣総理大臣は、前条第二項（第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により事件につい

て必要な調査をするため、当該職員に次に掲げる処分をさせることができる。

一〜四 (略)

2 (略)

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分^レの公告)

第三十四条 (略)

2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は内閣府令で定めるところにより実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。ただし、当該公認会計士又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による決定があつた後でなければ、前項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

3 (略)

(指示)

第三十四条の二 内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が行う第二條第一項の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすること

て必要な調査をするため、当該職員をして左の各号に掲げる処分をさせることができる。

一〜四 (略)

2 (略)

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分^レの公告)

第三十四条 (略)

2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は内閣府令で定めるところにより実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。ただし、当該公認会計士又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしない旨の決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

3 (略)

(指示)

第三十四条の二 内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができる。

ができる。

第五章の二 監査法人

第一節 通則

(設立等)

第三十四条の二の二 公認会計士（外国公認会計士を含む。以下この章、次章及び第六章の二において同じ。）及び第三十四条の十の八の登録を受けた者は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

2 第一条及び第一条の二の規定は、監査法人について準用する。

(名称)

第三十四条の三 (略)

2 有限責任監査法人は、その名称中に社員の全部が有限責任社員であることを示す文字として内閣府令で定めるものを使用しなければならない。

(社員)

第三十四条の四 監査法人の社員は、公認会計士又は第三十四条の十の八の登録を受けた者でなければならない。

2 次に掲げる者は、監査法人の社員となることができない。

第五章の二 監査法人

(新設)

(設立等)

第三十四条の二の二 公認会計士（外国公認会計士を含む。以下この章及び第六章の二において同じ。）は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

2 第一条の規定は、監査法人について準用する。

(名称)

第三十四条の三 (略)

(新設)

(社員の資格)

第三十四条の四 監査法人の社員は、公認会計士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 (略)

二 他の監査法人において、第三十四条の十七第二項の規定により、監査法人の次条各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

三 第三十四条の二十一第二項の規定により他の監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内に当該他の監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

3 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

(設立の手續)

第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を定めなければならない。この場合において、その社員にならうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。

2 (略)

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

一 (略)

(新設)

二 第三十四条の二十一の規定により監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

(新設)

第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員にならうとする公認会計士が、五人以上共同して定款を定めなければならない。

2 (略)

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

<p>5 社員の全部が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別</p> <p>6 社員の出資の目的（有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る。）及びその価額又は評価の標準</p> <p>7 （略）</p> <p>4 無限責任監査法人を設立しようとする場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。</p> <p>5 有限責任監査法人を設立しようとする場合には、第三項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。</p> <p>第二節 社員</p> <p>（業務の執行等）</p> <p>第三十四条の十の二 監査法人の行う第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 監査法人の行う業務であつて第三十四条の五各号に掲げるものについては、監査法人のすべての社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法</p>	<p>（新設）</p> <p>5 社員の出資に関する事項</p> <p>六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（業務の執行）</p> <p>第三十四条の十の二 監査法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	---

人の業務に従事することができる。

4 第二項に規定するもののほか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

(法人の代表)

第三十四条の十の三 第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

2 第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 監査法人を代表する社員は、監査法人の業務（特定社員にあつては、第二条第一項の業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 (略)

(指定社員)

第三十四条の十の四 無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員（特定社員を除く。次項及び第六

(新設)

(法人の代表)

第三十四条の十の三 監査法人の社員は、各自監査法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 監査法人を代表する社員は、監査法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 (略)

(指定社員)

第三十四条の十の四 監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。

項において同じ。)を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び第三十四条の十の六において「指定証明」という。)については、指定を受けた社員(以下この条及び第三十四条の十の六において「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが無限責任監査法人を代表する。

4 無限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者(以下この条及び第三十四条の十の六において「被監査会社等」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 被監査会社等は、その受けようとする証明について、無限責任監査法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、無限責任監査法人が、その期間内に前項の通知をしないときは、無限責任監査法人はその後において、指定をすることができない。ただし、被監査会社等の同意を得て指定をすることを妨げない。

6 指定証明について、当該証明に係る業務の終了前に指定社員が欠けたときは、無限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

2 前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び次条において「指定証明」という。)については、指定を受けた社員(以下この条及び次条において「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが監査法人を代表する。

4 監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者(以下この条及び次条において「被監査会社等」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 被監査会社等は、その受けようとする証明について、監査法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、監査法人が、その期間内に前項の通知をしないときは、監査法人はその後において、指定をすることができない。ただし、被監査会社等の同意を得て指定をすることを妨げない。

6 指定証明について、当該証明に係る業務の終了前に指定社員が欠けたときは、監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

(指定有限責任社員)

第三十四条の十の五 有限責任監査法人は、当該有限責任監査法人の行うすべての証明について、各証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員（特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。）を指定しなければならない。

2 前項の規定による指定がされた証明（以下この条及び次条において「特定証明」という。）については、指定を受けた社員（以下この条及び次条において「指定有限責任社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 特定証明については、第三十四条の十の三の規定にかかわらず、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表する。

4 有限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者に対し、その旨を書面その他の内閣府令で定める方法により通知しなければならない。

5 第一項の規定による指定がされない証明があつたときは、当該証明については、全社員を指定したものとみなす。

6 特定証明について、当該証明に係る業務の終了前に指定有限責任社員が欠けたときは、有限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

(社員の責任)

第三十四条の十の六 監査法人の財産をもつてその債務を完済すること

(新設)

(社員の責任)

第三十四条の十の五 監査法人の財産をもつてその債務を完済すること

とができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責任を負う。

2・3 (略)

4 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。）において、指定証明に關し被監査会社等に対して負担することとなつた無限責任監査法人の債務をその無限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、無限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定証明に係る業務に關与したときは、当該社員は、その關与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した

とができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2・3 (略)

4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。）において、指定証明に關し被監査会社等に対して負担することとなつた監査法人の債務をその監査法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定証明に係る業務に關与したときは、当該社員は、その關与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指

場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。無限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

7 有限責任監査法人の社員は、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

8 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第五項又は第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第十項において同じ。）において、特定証明に關して負担することとなつた有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、指定有限責任社員（指定有限責任社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した指定有限責任社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

9 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、特定証明に關し生じた債権に基づく有限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定有限責任社員が、有限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

10 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前

定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。監査法人を脱退した後も同様とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

後を問わず特定証明に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定有限責任社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。有限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

11 会社法第六百十二条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項又は第八項の場合において、指定証明に關し被監査会社等に対して負担することとなつた無限責任監査法人の債務又は特定証明に關し負担することとなつた有限責任監査法人の債務については、この限りでない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第三十四条の十の七 無限責任監査法人の社員でない者が自己を無限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該無限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて無限責任監査法人と取引をした者に対し、無限責任監査法人の社員と同一の責任を負う。

2 有限責任監査法人の社員でない者が自己を有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任監査法人の社員がその責任の限度を誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員は、その誤認に基づいて有

7 会社法第六百十二条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定証明に關し被監査会社等に対して負担することとなつた監査法人の債務については、この限りでない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第三十四条の十の六 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて監査法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(新設)

(新設)

限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

(特定社員の登録義務)

第三十四条の十の八 特定社員となる者とする者は、特定社員の名簿(以下この節において「特定社員名簿」という。)に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録(以下この節(第三十四条の十の十第七号及び第八号を除く。)において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(特定社員名簿)

第三十四条の十の九 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

- 一 公認会計士
- 二 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、保険業法第三百二十八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、

(新設)

(新設)

(新設)

- 資産の流動化に関する法律第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの
- 五 破産者であつて復権を得ない者
- 六 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 第三十条又は第三十一条の規定により公認会計士の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者
- 八 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者
- 九 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者
- 十 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中に第三十四条の十の十四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により特定社員の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

十一 税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者

(登録の手続)

第三十四条の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があった場合において、登録を受けようとする者が登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が登録を受けることができない者であると認めるときは、資格審査会の議決に基づいて登録を拒否しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第三十四条の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(新設)

(新設)

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

(変更登録)

第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

(新設)

(登録の抹消)

第三十四条の十の十四 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、登録を抹消しなければならない。

(新設)

一 特定社員が監査法人の社員でなくなつたとき。

二 特定社員が死亡したとき。

三 特定社員が第三十四条の十の十各号に掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

2 日本公認会計士協会は、前項第三号の規定により登録の抹消(第三十四条の十の十第十二号に掲げる者に該当する場合における登録の抹消に限る。次項において同じ。)をするときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第三十四条の十一第三項並びに第三十四条の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

4 日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第一項第一号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

(登録の細目)

第三十四条の十五 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、特定社員名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(秘密を守る義務)

第三十四条の十六 特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなつた後であつても、同様とする。

(特定社員に対する処分)

第三十四条の十七 特定社員に対する処分は、次の三種とする。

一 戒告

二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事

(新設)

(新設)

(新設)

することの二年以内の禁止

三 登録の抹消

2 特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合に
は、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をすることができる。

3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準
用する。

第三節 業務

(特定の事項についての業務の制限)

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれ
かに該当するものについては、第二条第一項の業務を行つてはなら
ない。

一・二 (略)

三 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第二条第一
項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会
計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計
期間」という。）内に当該会社その他の者又はその連結会社等の
役員又はこれに準ずる者となつた場合における当該関与社員会計
期間に係る当該会社その他の者又はその連結会社等の財務書類

四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(特定の事項についての業務の制限)

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれ
かに該当するものについては、第二条第一項の業務を行つてはなら
ない。

一・二 (略)

三 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第二条第一
項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会
計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計
期間」という。）内に当該会社その他の者の役員又はこれに準ず
る者となつた場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社
その他の者の財務書類

四 (略)

2・3 (略)

(大会社等に係る業務の制限の特例)

第三十四条の十一の二 監査法人は、当該監査法人又は当該監査法人が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係有する法人その他の団体が、大会社等から第二条第二項の業務(財務書類の調製に関する業務その他の内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。)により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行ってはならない。

2 | 監査法人は、その社員が大会社等から第二条第二項の業務により、継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行ってはならない。

第三十四条の十一の三 監査法人は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の七会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について当該社員が監査関連業務(第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下この条から第三十四条の十一の五までにおいて同じ。)を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員に監査関連業務を行わせてはならない。

(大規模監査法人の業務の制限の特例)

(大会社等に係る業務の制限の特例)

第三十四条の十一の二 第二十四条の二の規定は、監査法人が大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合について準用する。この場合において、第二十四条の二中「当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者」とあるのは、「当該監査法人又は当該監査法人」と読み替えるものとする。

(新設)

第三十四条の十一の三 監査法人は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員に監査関連業務を行わせてはならない。

第三十四条の十一の四 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場さ

(新設)

れている有価証券の発行者その他の政令で定める者(以下この項において「上場有価証券発行者等」という。)の財務書類について第二十条第一項の業務を行う場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者(以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。)が上場有価証券発行者等の五会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。

2 前項(次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の「大規模監査法人」とは、その規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

(新規上場企業等に係る業務の制限)

第三十四条の十一の五 金融商品取引所にその発行する有価証券を上

(新設)

場しようとする者その他の政令で定める者(大会社等を除く。)の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について監査法人が監査関連業務を行った場合には、その者を大会社等とみなして、第三十四条の十一の三の規定を適用する。この場合において、同条中「監査法人は」とあるのは、「

第三十四条の十一の五第一項の監査関連業務を行った監査法人は」とする。

2 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者の発行する有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について前条第二項に規定する大規模監査法人が監査関連業務を行った場合には、その者を同条第一項に規定する上場有価証券発行者等とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「大規模監査法人」とあるのは、「次条第二項の監査関連業務を行った大規模監査法人」とする。

(監査又は証明の業務の執行方法)

第三十四条の十二 監査法人は、その公認会計士である社員以外の者に第二条第一項の業務を行わせてはならない。

2・3 (略)

(業務管理体制の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならぬ。

一 業務の執行の適正を確保するための措置

(監査又は証明の業務の執行方法)

第三十四条の十二 監査法人は、その社員以外の者に監査又は証明の業務を行なわせてはならない。

2・3 (略)

(業務管理体制の整備)

第三十四条の十三 (略)

(新設)

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

三 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

3 前項第二号の業務の品質の管理とは、業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員その他の者の選任、業務の実施及びその審査その他の内閣府令で定める業務の遂行に関する事項について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることをいう。

4 監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるものに関する意思決定をその社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

5 監査法人又はその特定社員は、監査法人に対する国民の信頼を失墜させる行為をしてはならない。

(社員の競業の禁止)

第三十四条の十四 監査法人の社員は、他の監査法人の社員となつてはならない。

2 監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、当該範囲に属す

(新設)

(新設)

(新設)

(社員の競業の禁止)

第三十四条の十四 監査法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の監査法人の社員となつてはならない。

(新設)

る業務が第二条第二項の業務である場合において、当該範囲に属する業務を行うことにつき、当該社員以外の社員の全員の承認を受けるときは、この限りでない。

3 (略)

(使用人等に対する監督義務の規定の準用)

第三十四条の十四の三 (略)

第四節 会計帳簿等

(会計年度)

第三十四条の十五 (略)

(計算書類の作成等)

第三十四条の十六 (略)

2 監査法人は、毎会計年度経過後二月以内に、計算書類(貸借対照表、損益計算書その他監査法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当な書類として内閣府令で定めるものをいう。次条及び第三十四条の三十二第一項において同じ。)及び業務の概況その他内閣府令で定める事項を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の書類は、電磁的記録をもつて作成し、又は提出することが

2 (略)

(公認会計士の義務の規定の準用)

第三十四条の十四の三 第二十八条の三の規定は、監査法人について準用する。

(新設)

(会計年度)

第三十四条の十五 (略)

(財務諸表等の作成等)

第三十四条の十六 (略)

2 監査法人は、毎会計年度経過後二月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに業務の概況その他内閣府令で定める事項を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の書類は、電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を

できる。

4 (略)

(貸借対照表等の提出命令)

第三十四条の十六の二 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の十六の三 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該監査法人の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しななければならない。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、監査法人の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、

もって作成し、又は提出することができる。

4 (略)

(貸借対照表等の提出命令)

第三十四条の十六の二 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、前条第二項の書類(業務報告書を除く。)の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(新設)

内閣府令で定める。

第五節 法定脱退

(削る)

第三十四条の十七 監査法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 公認会計士である社員にあつては、公認会計士の登録の抹消
- 二 特定社員にあつては、特定社員の登録の抹消
- 三 五 (略)

第六節 解散及び合併

(解散)

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一・二 (略)
- 三 合併(合併により当該監査法人が消滅する場合に限る。)
- 四 六 (略)
- 2 監査法人は、前項の規定による場合のほか、公認会計士である社員が四人以下になり、そのなつた日から引き続き六月間その公認会計士である社員が五人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 (略)

(新設)

(法定脱退)

第三十四条の十七 監査法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 公認会計士の登録の抹消
- (新設)
- 二 四 (略)

(新設)

(解散)

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一・二 (略)
- 三 他の監査法人との合併
- 四 六 (略)
- 2 監査法人は、前項の規定による場合のほか、社員が四人以下になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が五人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 (略)

(債権者の異議等)

第三十四条の二十 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、合併をする監査法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。ただし、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人が無限責任監査法人であるときにおける当該消滅する無限責任監査法人については、この限りでない。

4 5 6 (略)

第七節 処分等

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律(第三十
四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において
同じ。)若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査
法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場
合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要である
と認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること(同

(債権者の異議等)

第三十四条の二十 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、合併をする監査法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 5 6 (略)

(新設)

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律若しくは
この法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条
第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項
の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、
当該監査法人に対し、必要な指示をすることができる。

号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に参与することを禁止することを除く。）ができる。

2 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

一〇四 (略)

3 内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するとき
は、その監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に該当することとなったことに重大な責任を有すると認められる社員が
当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に参与することを
禁止することができる。

4 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について
準用する。

5 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された監査法人は
、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、
当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分
する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第
三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員であ
る公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと

2 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その監査法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定め
て業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることが
できる。

一〇四 (略)

(新設)

3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準
用する。

4 第二項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が結
了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が
終了するまで、なお存続するものとみなす。

5 第二項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合にお
いて、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当す
る事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処
分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

解してはならない。

7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(新設)

(課徴金納付命令)

第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

(新設)

一 当該証明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額

二 当該証明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

- 一 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合（同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）
- 二 前条第二項第二号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合（同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）
- 三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合
- 四 解散を命ずる場合
- 3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。
- 4 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。
- 6 監査法人が合併により消滅したときは、当該監査法人がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された監査法人がした行為とみなして、この条の規定を適用する。
- 7 第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条、第三十四条及び前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による命令につ

いて準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第八節 雑則

(監査法人についての民法及び会社法の準用等)

第三十四条の二十二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百四条第一項及び第二項、第六百八十一条、第六百二十一条、第六百二十二条並びに第六百二十四条の規定は監査法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百零一条、第六百零五条、第六百零六条、第六百零九条第一項及び第二項、第六百一十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百一十三条の規定は監査法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条まで及び第九百三十七条第一項（第一号ル及びヲに係る部分に限る。）の規定は監査法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百一十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百一十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「公認

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第三十四条の二十二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百一十八条、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は監査法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百零一条、第六百零五条、第六百零六条、第六百零九条第一項及び第二項、第六百一十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百一十三条の規定は監査法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は監査法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百一十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百一十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十四第一項」と読み替えるものとする。

会計士法第三十四条の十四第一項又は第二項」と、同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条、第六百六十七条、第六百七十二條、第六百七十三條、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六

五十八条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の六」と読み替えるものとする。

3| 会社法第六百六十八条から第六百七十一条までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法

第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九条第一項」と読み替えるものとする。

4| 8| (略)

9| 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、無限責任監査法人は、合名会社とみなす。

10| 無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

11| 有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款

十九条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の五」と読み替えるものとする。

(新設)

3| 7| (略)

8| 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、監査法人は、合名会社とみなす。

(新設)

(新設)

の変更をすることにより、無限責任監査法人となる。

12| 監査法人は、前二項の定款の変更を行ったときは、その変更の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(新設)

13| 第十項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の無限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

(新設)

14| 第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第一項において準用する会社法第六百四条第一項及び第二項、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百二十一条、第六百二十二条並びに第六百二十四条並びに第十項の規定は、第二項において準用する同法第六百四十四条(第三号を除く。)の規定により清算をする監査法人については、適用しな

(新設)

(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四条の二十三 会社法第二百七条(第九項第一号を除く。)、

(新設)

第六百四条第三項、第六百二十条、第六百二十三条第一項、第六百二十五条から第六百三十六条まで、第六百六十条、第六百六十一条及び第六百六十五条の規定は、有限責任監査法人について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内

閣府令」と、同法第二百七条第一項中「第九十九条第一項第三号に掲げる事項を」とあるのは「金銭以外の財産を出資の目的として」と、「同号」とあるのは「当該金銭以外」と、同条第七項及び第九項第二号から第五号までの規定中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第八項中「募集株式の引受人」とあるのは「社員になろうとする者」と、「その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示」とあるのは「出資の申込み」と、同条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「社員」と、「支配人その他の使用人」とあるのは「使用人」と、同項第二号中「募集株式の引受人」とあるのは「社員になろうとする者」と、同法第六百四條第三項中「前項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十二第一項において準用する前項」と、同法第六百三十一條第一項中「事業年度」とあるのは「会計年度」と、同法第六百三十二條第一項中「第六百二十四條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十二第一項において準用する第六百二十四條第一項」と、同条第二項中「が、第六百二十四條第一項前段」とあるのは「が、公認会計士法第三十四條の二十二第一項において準用する第六百二十四條第一項前段」と、「は、第六百二十四條第一項前段」とあるのは「は、同法第三十四條の二十二第一項において準用する第六百二十四條第一項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 | 会社法第三十三條（第十一項第二号を除く。）、第五十二條、第

二百二十二条(第一項第一号を除く。)及び第五百七十八条の規定は、有限責任監査法人の社員になろうとする者について準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「第二十八条各号に掲げる事項についての」とあるのは「金銭以外の財産を出資の目的とする」と、「第三十条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の七第二項において準用する第三十条第一項」と、同条第四項、第六項及び第十項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第七項及び第八項中「第二十八条各号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産の価額」と、同条第十項第一号中「第二十八条第一号及び第二号」とあるのは「金銭以外」と、「同条第一号及び第二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同項第二号中「第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「価額」と、同項第三号中「第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同条第十一項第一号中「発起人」とあるのは「有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同項第三号中「設立時取締役(第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。）」又は設立時監査役(同条第二項第二号に規定する設立時監査役をいう。）」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同法第五十二条第一項中「現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等」とあるのは「出資の目的とされた金銭以外の財産の価額が当該金銭以外の財産」と、同項及び同条第二項中「設立時取締役」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同項中「現物出資財産等」とあるのは「金銭以外の財産」と、同

項第一号中「第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第三項中「第三十三条第十項第三号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十三第二項において準用する第三十三条第十項第三号」と、同法第二百十二条中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第一項第二号中「第二百九十九条の規定により募集株式の株主」とあるのは「社員」と、「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、「募集株式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示」とあるのは「出資」と、同法第五百七十八条中「設立しようとする持分会社が合同会社である場合」とあるのは「有限責任監査法人を設立しようとする場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3

会社法第二百十三條（第一項第二号及び第三号を除く。）、第五百八十三條（第二項を除く。）及び第五百九十七條の規定は、有限責任監査法人の社員について準用する。この場合において、同法第二百十三條第一項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項第一号中「第二百七条第二項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十三第一項において準用する第二百七条第二項」と、同項及び同条第四項中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同項第一号中「取締役等」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 | 会社法第九百三十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、及び第三項、第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)、及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百二十七条第三項又は第六百三十五条第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 | 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号、第五号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項において準用する同法第二百七条又は第二項において準用する同法第三十三条の規定による検査役の選任及び有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百六十一条第二項の規定による許可の申立てをする場合について準用する。この場合において、同法第八百七十条第五号中「設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人」とあるのは、「有限責任監査法人の社員又は有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同条第七号中「第百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産」とあるのは「金銭以外の財産」と読み替えるものとするほか

、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項において準用する会社法第六百二十条、第六百二十三条第一項、第六百二十六条及び第六百二十七条の規定は、前条第二項において準用する同法第六百四十四条（第三号を除く。）の規定により清算をする有限責任監査法人については、適用しない。

第五章の三 有限責任監査法人の登録に関する特則

（新設）

（登録）

第三十四条の二十四 有限責任監査法人は、内閣総理大臣の登録（次条から第三十四条の三十一までにおいて単に「登録」という。）を受けなければ、第二条第一項の業務又は第三十四条の五各号に掲げる業務を行つてはならない。

（新設）

（登録の申請）

第三十四条の二十五 登録を受けようとする有限責任監査法人（第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更をしようとする無限責任監査法人を含む。第三十四条の二十七第一項第二号ロにおいて同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（新設）

一 名称

二 事務所の所在地

三 社員の氏名及び住所

四 資本金の額

五 その他内閣府令で定める事項

- 2 前項の申請書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第三十四条の二十六 内閣総理大臣は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、有限責任監査法人登録簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

(登録の拒否)

第三十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第三十四条の二十九第二項の規定により申請者が登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない場合

二 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいる場合

(新設)

(新設)

イ 第三十四条の四第二項各号のいずれかに該当する者

ロ 第三十四条の二十九第二項の規定により他の登録を受けた有限責任監査法人（以下「登録有限責任監査法人」という。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年を経過しないもの

三 資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと
して政令で定める金額に満たない場合

四 申請者の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が百分の五十を下らない内閣府令で定める割合を下回る場合

2 | 内閣総理大臣は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

第三十四条の二十八 登録有限責任監査法人は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

2 | 登録有限責任監査法人が、第三十四条の十八第一項若しくは第二項の規定により解散したとき、第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更をしようとする場合において、登録を受けた後、二週間以内に、その定款の変更の効力が生じないとき、又は同条第十一項に規定する定款の変更をしたときは、当該登録有限責任監査法

（新設）

人の登録は、その効力を失う。

(登録有限責任監査法人に対する処分等)

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したときは、当該登録有限責任監査法人に対し、必要な指示をすること(次項第三号に該当した場合において、同項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。)ができる。

2| 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録有限責任監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 第三十四条の二十七第一項各号(第一号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したとき。

四 前項の規定による指示に従わないとき。

3| 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が前項第三号又は第四号に該当するときは、その登録有限責任監査法人に対し、二年以内の

(新設)

期間を定めて、同項第三号又は第四号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該登録有限責任監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。

4 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。

5 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された登録有限責任監査法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(登録の抹消)

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、第三十四条の二十八第二項の規

(新設)

定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録の細目)

第三十四条の三十一 この章に定めるもののほか、登録の手續、登録の抹消、有限責任監査法人登録簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)

(計算書類の作成に関する特則)

第三十四条の三十二 登録有限責任監査法人は、その計算書類について、内閣府令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人と政令で定める特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、当該計算書類に係る会計年度における当該登録有限責任監査法人の収益の額その他の政令で定める勘定の額が政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

(新設)

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

(供託に関する特則)

第三十四条の三十三 登録有限責任監査法人は、第三十四条の二十一第二項第一号又は第二号に該当することによつて生ずる損害の賠償

(新設)

を請求する権利（以下この条において「優先還付対象債権」という。）を有する者（以下この条及び次条において「優先還付対象債権者」という。）に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人に対し、その業務を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

3 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

4 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人と前項の契約を締結した者又は当該登録有限責任監査法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 登録有限責任監査法人（第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更の効力が生じていないものを除く。）は、第一項の規定

により供託する供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行つてはならない。

6| 優先還付対象債権者は、優先還付対象債権に関し、当該登録有限責任監査法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7| 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8| 登録有限責任監査法人は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結（第五十二条の四において単に「供託」という。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9| 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10| 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一| 第三十四条の十八第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二| 第三十四条の十八第二項に該当することとなつたとき。

三 第三十四条の二十二第十一項に規定する定款の変更を行い、同条第十二項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。

四 業務の状況の変化その他の理由により供託金の額が第一項の政令で定める額を超えることとなつたとき。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、優先還付対象債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる供託金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(有限責任監査法人責任保険契約に関する特則)

第三十四条の三十四 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、その業務を行うに当たり生ずる責任に関する保険契約(次項及び第三項において「有限責任監査法人責任保険契約」という。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に应じて前条第一項、第二項若しくは第八項の規定により供託する供託金の全部若しくは一部の供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の

(新設)

契約の締結をしないことができる」とされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の四 外国監査法人等

(届出)

第三十四条の三十五 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求

めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類（以下「外国会社等財務書類」という。）について第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(新設)

(新設)

(届出事項)

第三十四条の三十六 前条第一項の規定による届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称又は氏名
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 法人にあつては、役員の名
- 四 法人にあつては、資本金の額又は出資の総額
- 五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(届出事項の変更)

第三十四条の三十七 外国監査法人等は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(外国監査法人等に対する指示等)

第三十四条の三十八 内閣総理大臣は、外国監査法人等がこの法律若

(新設)

(新設)

(新設)

しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができる。

2 | 内閣総理大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができる。

3 | 内閣総理大臣は、前項の規定による公表後、同項の外国監査法人等について、第一項の指示に係る事項につき是正が図られたと認められる場合には、その旨その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十四条の三十九 外国監査法人等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を廃止したとき。
 - 二 主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は清算開始と同種類の申立てを行ったとき。
- 2 | 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨

(新設)

を公表しなければならない。

第五章の五 審判手続等

(新設)

(審判手続開始の決定)

第三十四条の四十 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項に規定す

(新設)

る事実があると認める場合(同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。)又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認める場合(同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。)には、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

2 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する証明をした財務書類に係る会社その他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができない。

(審判手続開始決定書)

第三十四条の四十一 審判手続開始の決定は、文書によつて行わな

(新設)

ければならない。

2 審判手続開始の決定に係る決定書(次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。)には、審判の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一

の二第一項に規定する事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この章において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

4 被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

（審判手続を行うべき者）

第三十四条の四十二 審判手続（審判手続開始の決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したところのある者を審判官として指定することはできない。

（被審人の代理人及び指定職員）

（新設）

第三十四条の四十三 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

(新設)

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(次項において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

(審判の公開)

第三十四条の四十四 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があるとき認めるときは、この限りでない。

(新設)

(被審人による答弁書の提出)

第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

(新設)

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

(被審人の意見陳述)

第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

(新設)

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

(参考人に対する審問等)

第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十条、第九十一条、第九十六条、第九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

(被審人に対する審問)

第三十四条の四十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

(証拠書類の提出等)

第三十四条の四十九 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物

(新設)

(新設)

(新設)

件を留め置くことができる。

(学識経験者に対する鑑定命令)

第三十四条の五十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

3 民事訴訟法第九十一条、第九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

(立入検査)

第三十四条の五十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の事務所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする審判官は、その身分を示す証票を携帯し、事件関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(決定案の提出)

第三十四条の五十二 審判官は、審判手続を経た後、審判事件について

(新設)

(新設)

(新設)

ての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(審判手続終了後の決定等)

第三十四条の五十三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認めるときは、被審人に対し、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2| 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について前項の決定(第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

3| 内閣総理大臣は、第一項の決定(第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該

(新設)

会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならぬときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額
二 既決定に係る第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）をしなければならぬ場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項

の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならぬ場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならぬときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に应じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならぬ。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十四条の二十一の二第二項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第二項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないと認めるときは、その旨を明らかにする決定をしなければならぬ。

7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

8| 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならぬ。

9| 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

10| 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

（送達書類）

第三十四条の五十四 送達すべき書類は、この法律に規定するものほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の準用）

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第一百三十三条まで、第二百五条、第一百六条、第一百七十一条（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第一百八条並びに第九十九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七十一条中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第九十九条中

（新設）

（新設）

「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第一百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八十条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第八十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 | 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の揭示場に揭示することにより行う。

3 | 公示送達は、前項の規定による揭示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 | 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(新設)

(処分通知等に係る電子情報処理組織の使用)

第三十四条の五十七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

2 前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において、金融庁の職員が同項の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することをもつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

(事件記録の閲覧等)

第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(納付の督促)

(新設)

(新設)

第三十四条の五十九 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

(新設)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(課徴金納付命令の執行)

(新設)

第三十四条の六十 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定(以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。)を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴金等の請求権)

第三十四条の六十一 破産法及び民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第三十四条の五十九第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

(新設)

(内閣府令への委任)

第三十四条の六十二 この章に規定するもののほか、審判手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)

(取消しの訴え)

第三十四条の六十三 第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

(新設)

2 前項の期間は、不変期間とする。

(参考人等の旅費等の請求)

第三十四条の六十四 第三十四条の四十七第一項又は第三十四条の五十第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(新設)

(行政手続法の適用除外)

第三十四条の六十五 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてする決定その他の処分（これらの規定によつて審判官がする処分を含む。）については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、この限りでない。

(不服申立て)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてした決定その他の処分（これらの規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(設置)

第三十五条 (略)

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分（監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の規定による命令を除く。）に関する事項を調査審議する
こと。

(新設)

(新設)

(設置)

第三十五条 (略)

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関する事項を調査審議すること。

二 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること。

三・四 (略)

(勧告)

第四十一条の二 審査会は、第四十九条の四第二項又は第三項の規定に基づき第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第一項若しくは第二項又は第四十九条の三の二第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。

(設立、目的及び法人格)

第四十三条 (略)

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善を目的として、協会の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目

二 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の第二条第一項の業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること。

三・四 (略)

(勧告)

第四十一条の二 審査会は、第四十九条の四第二項の規定に基づき第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第二条第一項の業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。

(設立、目的及び法人格)

第四十三条 (略)

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善を目的として、協会の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

的とする。

3 (略)

(会則)

第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 一六 (略)

七 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定

八 一〇一 (略)

十二 会員の第二条第一項の業務の運営の状況の調査に関する規定

十三 一三六 (略)

2 (略)

(入会及び退会)

第四十六条の二 公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二 協会は、会員の第二条第一項の業務の運営の状況(当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十

三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。)の調査を行うものとする。

3 (略)

(会則)

第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 一六 (略)

七 公認会計士の登録に関する規定

八 一〇一 (略)

十二 会員の第二条第一項の業務の状況の調査に関する規定

十三 一三六 (略)

2 (略)

(入会及び退会)

第四十六条の二 公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二 協会は、会員の第二条第一項の業務の状況の調査を行うものとする。

2
(略)

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第四十六条の十 協会は、その会員に第三十条、第三十一条、第三十条の二第一項、第三十四条の二十一第二項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第一項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項の規定に該当する事実があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2
(略)

(資格審査会)

第四十六条の十一 (略)

2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項及び第三十四条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

3
3
7
(略)

(監査及び証明を受けた旨の公表の禁止)

第四十七条 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けた場合を除くほか、何人も、その公表する財務書類の全部又は一部が公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明

2
(略)

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第四十六条の十 協会は、その会員に第三十条、第三十一条又は第三十四条の二十一の規定に該当する事実があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2
(略)

(資格審査会)

第四十六条の十一 (略)

2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否及び第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

3
3
7
(略)

(監査及び証明を受けた旨の公表の禁止)

第四十七条 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けた場合を除く外、何人も、その公表する財務書類の全部又は一部が公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明

明を受けたものである旨を公表してはならない。

(公認会計士又は監査法人でない者の業務の制限)

第四十七条の二 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

第四十八条の二 (略)

2| 無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

3| (略)

(公認会計士又は監査法人の業務上調製した書類)

第四十九条 公認会計士又は監査法人が他人の求めに応じて監査又は証明を行うに際して調製した資料その他の書類は、特約のある場合を除くほか、公認会計士又は監査法人の所有に属するものとする。

(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び
立入検査)

第四十九条の三 (略)

を受けたものである旨を公表してはならない。

(公認会計士又は監査法人でない者の業務の制限)

第四十七条の二 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除く外、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

第四十八条の二 (略)

(新設)

2| (略)

(公認会計士又は監査法人の業務上調製した書類)

第四十九条 公認会計士又は監査法人が他人の求めに応じて監査又は証明を行うに際して調製した資料その他の書類は、特約のある場合を除く外、公認会計士又は監査法人の所有に属するものとする。

(報告及び検査)

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に關し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3| 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(権限の委任)

第四十九条の四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限(次に掲げるものに限る。)を審査会に委任する。

一| 第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるもの

二| 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人(以下この号において「公認会計士等」という。)が、第四十六条の九の二第一項の調査を受けていないこと、同項の調査に協力することを拒否していることその他の内閣府令で定める事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る同条第二項の報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に關して行われるもの

3| 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限のうち、前条第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任することができる。

4| 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前二項の規定により審査会に委任されたものを除

(権限の委任)

第四十九条の四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による権限(第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるものに限る。)を審査会に委任する。

(新設)

(新設)

(新設)

3| 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により審査会に委任されたものを除く

く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 | (略)

第五十一条 偽りその他不正の手段により公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十七条(第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の十の十六又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電

。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 | (略)

第五十一条 偽りその他不正の手段により公認会計士又は外国公認会計士の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十七条(第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(新設)

磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 不正の手段により第三十四条の二十四の登録を受けた者

三 第三十四条の二十四又は第三十四条の三十三第五項の規定に違反して業務を行つた者

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第

三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の二十五第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

(新設)

(新設)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

(新設)

二 (略)

三 第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 (略)

五 第四十八条の二第一項から第三項までの規定のいずれかに違反した者

2 第五十四条第三号に該当する者については、前項第四号の規定を適用しない。

第五十三条の二 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の四十七第一項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

二 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は

一 (略)

二 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 (略)

四 第四十八条の二第一項又は第二項の規定に違反した者

2 第五十四条第三号に該当する者については、前項第三号の規定を適用しない。

第五十三条の二 第三十四条の二十第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分^三に違反して物件を提出しない者

四 第三十四条の五十第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第五十三条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者(第四条各号のいずれかに該当する者を除く。次号において同じ。)で第四十七条の二の規定に違反したもの
- 三 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

第五十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十三条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者(第四条各号のいずれかに該当する者を除く。第三号において同じ。)で第四十七条の二の規定に違反したもの
- 三 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第六項、第三十条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第六項、第三十条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第六項、第三十条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項、第三十条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の

一 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第六項及び第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第六項及び第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第六項及び第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項及び第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の

過料に処する。

一 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員、監査法人と第三十四条の三十三第三項の契約を締結した者又は検査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七條第四項又は第三十四条の二十三第二項において準用する同法第三十三條第四項に規定する報告について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 第三十四条の三十三第四項の規定による命令に違反したとき。

第五十五条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を

過料に処する。

一 第三十四条の二十第六項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十四条の二十第六項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

(新設)

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第三十四条の二十第六項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

求めなかつたとき。

六・七 (略)

八 第三十四条の二十二第三項において準用する会社法第六百七十条第二項若しくは第五項又は第三十四条の二十三第一項において準用する同法第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項若しくは第六百六十一条第一項の規定に違反して、財産の処分、資本金の額の減少、持分の払戻し又は債務の弁済をしたとき。

九 第三十四条の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

六・七 (略)

八 第三十四条の二十二第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

(新設)

改正案	現行
<p>第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二条第八項第四号に掲げる行為又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲げる行為</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 この章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二条第八項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為（前項第一号若しくは第二号又は前号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この章において「投資運用業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二条第八項第四号に掲げる行為</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 この章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（前項第一号又は前号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この章において「投資運用業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。</p> <p>一 三 (略)</p>

5～8 (略)

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあっては、次のいずれかに該当する者

イ～ニ (略)

ホ 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある法人(外国法人を除く。)

(1) 第一号イに該当する者

(2)・(3) (略)

へ (略)

六 (略)

2～5 (略)

(金融機関の有価証券関連業の禁止等)

第三十三条 (略)

2 (略)

5～8 (略)

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあっては、次のいずれかに該当する者

イ～ニ (略)

ホ 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある法人(外国法人を除く。)

(1) 第一号イ又はロに該当する者

(2)・(3) (略)

へ (略)

六 (略)

2～5 (略)

(金融機関の有価証券関連業の禁止等)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 第二十九条の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引等」という。）以外のものを業として行う場合、第二条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八条第八項第七号に掲げるもの以外のものを業として行う場合、第二条第八項第七号に掲げる行為を業として行う場合又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行う場合には、適用しない。

一～三 （略）

（金融機関の登録）

第三十三条の二 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

一・二 （略）

三 デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの（他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行うものを除く。）又は第二条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八条第八項第七号に掲げるもの以外のもの

四 （略）

3 第二十九条の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引等」という。）以外のものを業として行う場合、第二条第八項第七号に掲げる行為を業として行う場合又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行う場合には、適用しない。

一～三 （略）

（金融機関の登録）

第三十三条の二 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

一・二 （略）

三 デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの（他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行うものを除く。）

四 （略）

(分別管理)

第四十三条の二 (略)

2 (略)

3 金融商品取引業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第百九十三条の二及び第百九十三条の三において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

(説明書類の縦覧)

第六十六条の十八 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、所属金融商品取引業者等の事業年度ごとに、所属金融商品取引業者等が第四十六条の四又は第四十七条の三の規定（当該所属金融商品取引業者等が登録金融機関である場合には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項その他政令で定める規定）により作成する説明書類を金融商品仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(議事録)

第二百二条の三十一 (略)

2 (略)

(分別管理)

第四十三条の二 (略)

2 (略)

3 金融商品取引業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第百九十三条の二において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

(説明書類の縦覧)

第六十六条の十八 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、所属金融商品取引業者等の事業年度ごとに、所属金融商品取引業者等が第四十六条の四又は第四十九条の三の規定（当該所属金融商品取引業者等が登録金融機関である場合には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項その他政令で定める規定）により作成する説明書類を金融商品仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(議事録)

第二百二条の三十一 (略)

2 (略)

3 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該委託金融商品取引所、当該委託金融商品取引所を子会社（会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。）とする金融商品取引所持株会社又は当該委託金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

4 (略)

(合併の認可)

第四百四十条 (略)

2 (略)

3 前項の合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）、合併後金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

(無免許市場における取引の禁止)

第六百六十七条の二 何人も、第八十条第一項の規定に違反して開設さ

3 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該委託金融商品取引所、当該委託金融商品取引所を子会社（会社がその株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。）とする金融商品取引所持株会社又は当該委託金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

4 (略)

(合併の認可)

第四百四十条 (略)

2 (略)

3 前項の合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（内閣府令で定めたものに限る。以下この項において同じ。）、合併後金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書面又は電磁的記録を添付なければならない。

(無免許市場における取引の禁止)

第六百六十七条の二 何人も、第八十条第一項の規定に違反して開設さ

れる金融商品市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一・二 (略)

(検査職員の証票携帯)

第九十条 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む)。

、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第三項まで、第六十条の十一(第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならぬ。

2 (略)

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

第九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の者で政令で定めるもの(次条において「特定発行者」

れる有価証券市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一・二 (略)

(検査職員の証票携帯)

第九十条 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む)。

、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならぬ。

2 (略)

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

第九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出

という。)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等(公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。)から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとし

- 一 前項第一号の発行者が、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合
- 二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合
- 三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

3 | 第一項第一号及び前項第一号の規定は、これらの規定に規定する外国監査法人等について、公認会計士法第三十四条の三十八第二項の規定により同条第一項の指示に従わなかつた旨又は同法第三十四条の三十九第一項の規定による届出があつた旨の同条第二項の規定による公表がされた場合（同法第三十四条の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がされたときを除く。）には、適用しない。

4 | 第一項及び第二項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が財務計算に関する書類を提出する者及び内部統制報告書を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第

て内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 | 前二項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類及び内部統制報告書を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十

三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産經理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

5| (略)

6| 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、第一項及び第二項の監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

7・8| (略)

(法令違反等事実発見への対応)

第九十三條の三 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において「法令違反等事実」という。）を見つけたときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

2| 前項の規定による通知を行った公認会計士又は監査法人は、当該

六條の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産經理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

4| 第一項及び第二項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

5| 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、第一項及び第二項の監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

6・7| (略)

(新設)

通知を行った日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならぬ。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3 前項の規定による申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

(金融庁長官への権限の委任)

第九十四条の七 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十六条の二第一項又は第三項の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係る

(金融庁長官への権限の委任)

第九十四条の七 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)
又は第三項の規定による権限(有価証券の売買

規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二・三 (略)

四 第七十五条の規定による権限（有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等の公正の確保に係る認可金融商品取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

五〇九 (略)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一（第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第六十六条の六、第六十六条の十六、第六十六条の二十、第六十六条の二十七、第六十五条一条（第六十五条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十五条の十五、第六十五条の三十四並びに第六十三條の二第六項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4〇七 (略)

その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二・三 (略)

四 第七十五条の規定による権限（有価証券の売買その他の取引並びにデリバティブ取引等の公正の確保に係る認可金融商品取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

五〇九 (略)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第六十六条の六、第六十六条の十六、第六十六条の二十、第六十六条の二十七、第六十五条一条（第六十五条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十五条の十五、第六十五条の三十四並びに第六十三條の二第五項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4〇七 (略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四 (略)

五 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)
若しくは第二項、第二十七条の三十又は第九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六～二十 (略)

第二百八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第九十三条の三第一項の規定に違反した者

五 第九十三条の三第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

六 第九十三条の三第三項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四 (略)

五 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)
若しくは第二項、第二十七条の三十又は第九十三条の二第五項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六～二十 (略)

第二百八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）

改正案

現行

(所掌事務)		(所掌事務)	
<p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十二 (略)</p> <p>二十二の二 金融商品取引法及び公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）の規定による課徴金に関する事。</p> <p>二十三 二十七 (略)</p>		<p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十二 (略)</p> <p>二十二の二 金融商品取引法の規定による課徴金に関する事。</p> <p>二十三 二十七 (略)</p>	
(設置)		(設置)	
<p>第六条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>		<p>第六条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	
名 称	法 律	名 称	法 律
自動車損害賠償責任 保険審議会	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）	自動車損害賠償責任 保険審議会	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）

<p>公認会計士・監査審査会</p>	<p>公認会計士法</p>	<p>2 (略)</p> <p>(審判官)</p> <p>第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の五の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。</p>
<p>公認会計士・監査審査会</p>	<p>公認会計士法(昭和二十三年法律第百二号)</p>	
<p>公認会計士・監査審査会</p>	<p>公認会計士法(昭和二十三年法律第百二号)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(審判官)</p> <p>第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。</p>

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

改正案		現行									
<p>（家事関連費等の必要経費不算入等）</p> <p>第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）の規定による課徴金及び延滞金</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）</p> <p>一 次の表に掲げる法人</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>根拠法</td> </tr> <tr> <td>日本公認会計士協会</td> <td>公認会計士法</td> </tr> </table>		名称	根拠法	日本公認会計士協会	公認会計士法	<p>（家事関連費等の必要経費不算入等）</p> <p>第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）</p> <p>一 次の表に掲げる法人</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>根拠法</td> </tr> <tr> <td>日本公認会計士協会</td> <td>公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）</td> </tr> </table>		名称	根拠法	日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）
名称	根拠法										
日本公認会計士協会	公認会計士法										
名称	根拠法										
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）										
二 （略）		二 （略）									

改正案		現行	
二 (略)	名称 日本公認会計士協会	名称 日本公認会計士協会	<p>(不正行為等に係る費用等の損金不算入) 第五十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による課徴金及び延滞金</p> <p>5 (略)</p>
	根拠法 公認会計士法	根拠法 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）	
<p>別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係）</p> <p>一 次の表に掲げる法人</p>		<p>別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係）</p> <p>一 次の表に掲げる法人</p>	

改正案

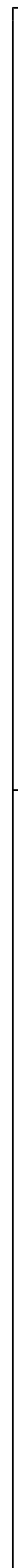
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九
条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十
九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

五十一～百五十八（略）	(一) 公認会計士法第三十四条の二十 四（有限責任監査法人の登録）の 登録 (二) 公認会計士法第十六条第一項（ 実務補習）の実務補習団体等の認 定	登録件数	一件につき 十五万円
		課税標準	
		税率	
五十 有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務補習団 体等の認定 一～四十九（略）			
登記、登録、特許、免許、許可、認 可、認定、指定又は技能証明の事項 一～四十九（略）			

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九
条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十
九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

五十一～百五十八（略）	公認会計士法第十六条第一項（実務 補習）の実務補習団体等の認定	認定件数	一件につき 十五万円
		課税標準	
		税率	
五十 公認会計士に係る実務補習団体等の認定 一～四十九（略）			
登記、登録、特許、免許、許可、認 可、認定、指定又は技能証明の事項 一～四十九（略）			



○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

改正案		別表第一（第三十条の七関係）	
提供を受ける国の機関又は法人 十三 金融庁又は財務省	事務 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	提供を受ける国の機関又は法人 十三 金融庁又は財務省	事務 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の十第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
現行		別表第一（第三十条の七関係）	

改正案	現行
<p>(監査意見書等の添付) 第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十二条第二項（同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は同法第三十四条の四から第三十四条の六十二までに定める手続については、同法第三十三條（同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の規定又は同法第三十四条の四十七、第三十四条の四十九第二項及び第三十四条の五十一の規定は、適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(監査意見書等の添付) 第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十二条第二項（同法第三十四条の二十一第三項及び第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（同法第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査については、同法第三十三條（同法第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十二条第五項、金融商品取引法第五十条の第二十項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十二条第五項、金融商品取引法第五十条の第二十項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の</p>

十六年法律第四号)第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十五条第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む。)、及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項(同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十七条の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十五条第六項(同法第十九条の六において準用する場合を含む。)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第五十五条第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十一条の四第四項、鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第九条第七項、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第四十八条の三第五項(同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条の二及び第二百十七条第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第九百九十四条第四項、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第五十三条の二第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十六条の二第四項並びに信託業法第五十七条第六項(以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。))において準用する第九百五十五条第一項

二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十五条第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む。)、及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項(同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十七条の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十五条第六項(同法第十九条の六において準用する場合を含む。)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第五十五条第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十一条の四第四項、鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第九条第七項、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第四十八条の三第五項(同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条の二及び第二百十七条第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第九百九十四条第四項、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第五十三条の二第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十六条の二第四項並びに信託業法第五十七条第六項(以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。))において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づ

の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に
処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ
た日から二年を経過しない者

二・三 (略)

く命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、
又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三 (略)

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

改正案	現行
<p>（公認会計士法の一部改正） 第七十五条（略）</p> <p>目次中「・第三十四条の二十一の二」を「第三十四条の二十一の六」に改める。</p> <p>第三十四条の十の三に次の一項を加える。</p> <p>5 監査法人を代表する社員は、定款によって禁止されていないと きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>第五章の二第七節中第三十四条の二十一の二の次に次の四条を加える。</p> <p>（裁判所による監督） 第三十四条の二十一の三 監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（清算終了の届出）</p>	<p>（公認会計士法の一部改正） 第七十五条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三十四条の十の三に次の一項を加える。</p> <p>5 監査法人を代表する社員は、定款によって禁止されていないと きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>第三十四条の二十一の次に次の四条を加える。</p> <p>（裁判所による監督） 第三十四条の二十一の二 監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（清算終了の届出）</p>

第三十四条の二十一の四 (略)

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第三十四条の二十一の五 (略)

(検査役の選任)

第三十四条の二十一の六 (略)

第三十四条の二十二の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、「同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」とを削り、同条第二項中「民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、同条中第四項後段、第六項後段、第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二

第三十四条の二十一の三 (略)

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第三十四条の二十一の四 (略)

(検査役の選任)

第三十四条の二十一の五 (略)

第三十四条の二十二の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第二項中「民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

項とする。

第三十四条の二十五第一項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に改める。

(新設)

第三十四条の二十八第二項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改める。

(新設)

第三十四条の三十三第五項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に改め、同条第十項第三号中「第三十四条の二十二第十一項」を「第三十四条の二十二第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

(新設)

改 正 案

現 行

（金融商品取引法の規定の読替え適用等）
 第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（金融商品取引法の規定の読替え適用等）
 第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二条第十一項、第二十七條の二十八第三項、第二十八條第四項、第三十三條、第三十三條の二、第三十三條の五第二項、第三十三條の七、第五十八條、第六十六條及び第二百二條第二項各号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
第二条第十一項、第二十七條の二十八第三項、第三十三條、第三十三條の二、第三十三條の五第二項、第三十三條の七、第五十八條、第六十六條及び第二百二條第二項各号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
(略)	(略)	(略)

254 (略)

254 (略)